

シベリア抑留者問題に関する意見書

第二次世界大戦が終わってから、旧ソビエト及びモンゴルで六〇万人を超える多数の元日本軍捕虜が強制的に抑留され、酷寒の地で数年間に及ぶ奴隷労働を強いられました。そのため六万人以上の元捕虜、民間抑留者が栄養失調や病気で亡くなり、無事帰国できた元抑留者も苦難に満ちた戦後を送ってきました。これらの元抑留者には抑留中の賃金も支払われず、現在、元抑留者は平均年齢八〇歳を超え、人生最後の時を迎えようとしています。当時の強制抑留、強制労働の意味を改めて問い直し、長きにわたって放置された問題を解決すべきであります。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、シベリア元抑留者問題を真摯に受け止め、問題解決のため早期に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月十九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣 あて